

第3次深川市 男女共同参画計画 (案)

令和5年度 ～ 令和14年度

(表紙裏 白紙)

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本理念	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の基本目標	3
5 計画の期間	4
6 SDGs との関係	4
7 計画の体系	6
8 男女共同参画計画の総括	7

第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会への意識づくり	8
1 男女共同参画の啓発の推進	9
2 男女共同参画を育む教育・学習活動の推進	13
3 人権を尊重する認識の浸透	16
基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進	21
1 政策・方針決定過程などへの女性の参画の拡大	22
2 誰もがともに働きやすい環境づくり	25
3 すべての人がともに築く家庭生活・地域活動の促進	32
基本目標Ⅲ 生涯にわたる健康・福祉環境の整備	36
1 母性保護と生涯を通じた女性の健康支援	37
2 高齢者などが安心して暮らせる環境の整備	40
総合的な推進体制の整備	44

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国社会を決定する上での最重要課題と位置付け、国は、この法律に基づき、男女共同参画社会の形成促進に関する施策の推進を図るため、男女共同参画基本計画をこれまで5次にわたって策定しています。

さらに、平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が、平成30年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が、令和4年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「AV出演被害防止・救済法」を制定させるなど、近年、多様化・複雑化している課題の解決に向けて、その対策も広く推進されています。

また、この間、国連総会において平成27年に持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、ジェンダー平等を含む17のゴールを目指して、世界を挙げた取り組みも進められています。

当市においては、平成30年度に「深川市男女共同参画計画（第2次計画見直し版）」を策定し、国、北海道、関係団体等と連携を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取り組みを進めてきました。

こうした取り組みにより、男女共同参画に対する社会の意識は徐々に浸透してきており、長年にわたり蓄積されてきた性別による役割分担意識や社会通念などは、少しずつではありますが変化してきています。

しかし、今もなお女性の多様な分野への参画や就労、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、あらゆるハラスメントなど、多くの課題が残されていることに加え、長引く新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、働き方をはじめ行動様式が大きく変化したことほか、社会的・経済的ストレスによるドメスティック・バイオレンスの増加への懸念など、男女共同参画の遅れが改めて顕在化しました。

以上のことから、社会経済情勢の変化、関連する法令のほか、国の「男女共同参画基本計画」や「女性版骨太の方針2022」、北海道の「男女平等参画基本計画」、市民意識調査の結果などを踏まえながら、本市における男女共同参画社会の形成が加速されるよう、「第3次深川市男女共同参画計画」を策定するものです。

男女共同参画社会とは

すべての人が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。（男女共同参画社会基本法より）

2 計画の基本理念

この計画は、「男女共同参画社会基本法」で掲げている基本理念に沿って策定しています。

(1) 人権の尊重

個人としての尊厳を重んじ、性別による差別をなくし、誰もが一人の人間として能力を発揮できる機会の確保に努めます。

(2) 社会における制度または慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、すべての人が様々な活動ができるよう社会の制度や慣行のあり方を考えます。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

誰もが、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できる機会の確保に努めます。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成するすべての人が、互いに協力し、社会の支援のもとで、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動ができるよう努めます。

(5) 国際的協調

男女共同参画社会の形成に向けた動きが、国際社会の取り組みと密接に関係していることから、協調して推進します。

男女共同参画社会基本法とは

男女が対等なパートナーとして社会に参画できることを目指し、男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のために作られた法律。

3 計画の位置付け

この計画は、「第六次深川市総合計画」をはじめとする各種計画との整合性を図りながら、先述の「1 計画策定の趣旨」に基づき策定しているもので、これにより本市の男女共同参画社会の実現に向けた基本目標、基本方向及び施策の内容について明らかにするものです。

このことから、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく策定であり、加えて「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」）第6条第2項に基づく市町村推進計画、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけます。

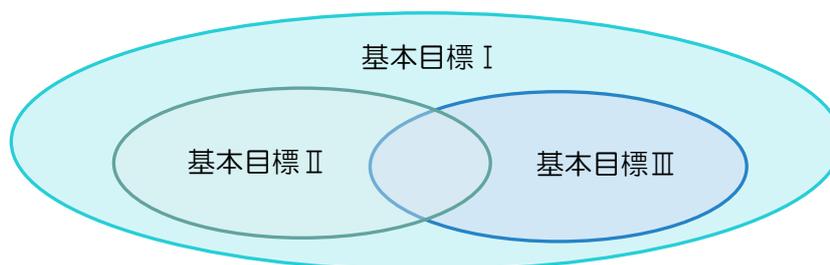
なお、本計画の推進に当たっては、市民や団体、事業所などの理解と協力をいただきつつ、すべての人がともに家庭、職場、地域などあらゆる活動に主体的かつ積極的に参画することを期待するものです。

4 計画の基本目標

この計画は、次の3つの基本目標に沿った施策を展開することとします。

各基本目標については、相互に関連しており、包括的に推進することで、男女共同参画社会の実現を目指すものです。

- 基本目標Ⅰ** 男女共同参画社会への意識づくり
- 基本目標Ⅱ** あらゆる分野への男女共同参画の推進
- 基本目標Ⅲ** 生涯にわたる健康・福祉環境の整備



※関係イメージ図

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律とは

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため制定、2016年4月施行。

5 計画の期間

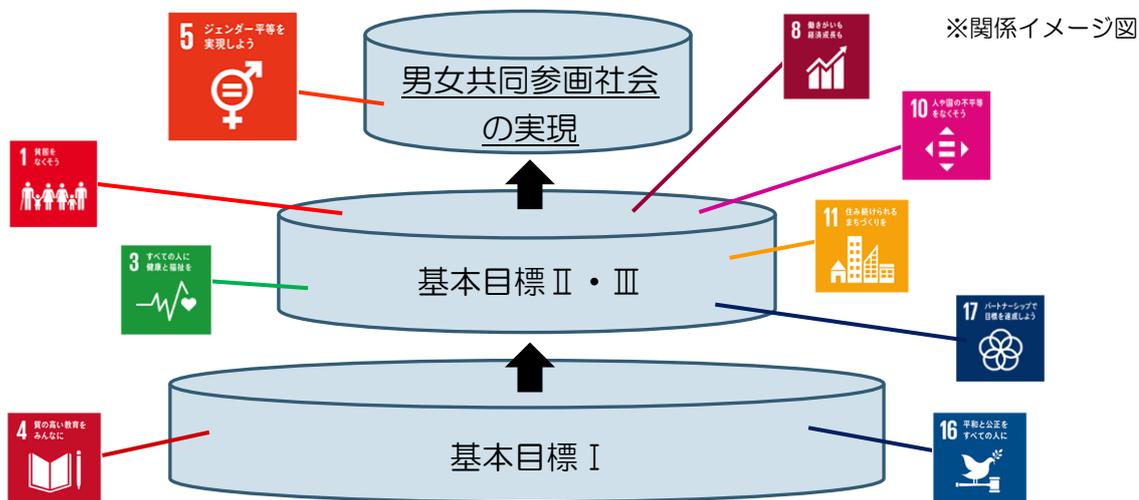
この計画の期間は、令和5年度（2023）から令和14年度（2032）までとします。
 なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化など、必要に応じて見直しを行うものとします。

6 SDGs との関係

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、2030年までに達成すべき、国際社会共通の目標であり、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と169のターゲットが掲げられ、その実現に向けた取り組みが広がっています。

本計画が目指す「男女共同参画社会の実現」は、主にSDGsのゴール5「ジェンダー平等の実現」に寄与するものであるため、ゴール5を含むSDGs全体の達成など、国際的な取り組みの推進に貢献するものです。

また、SDGsの17のゴールは相互に関連し、これを包括的に解決していくことが求められているため、ジェンダー平等の実現に向けては、関連する他のゴールについても実現していく必要があります。本計画に掲げる3つの基本目標と特に関係性の深いSDGsのゴールとの関係イメージ図は以下のとおりです。



※個別施策の内容によっては、他のゴールにも該当する場合があります。

なお、本計画の目標と方向性が同じであるゴール5では、ジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントについて、ターゲットを次のとおり掲げています。

ゴール5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う

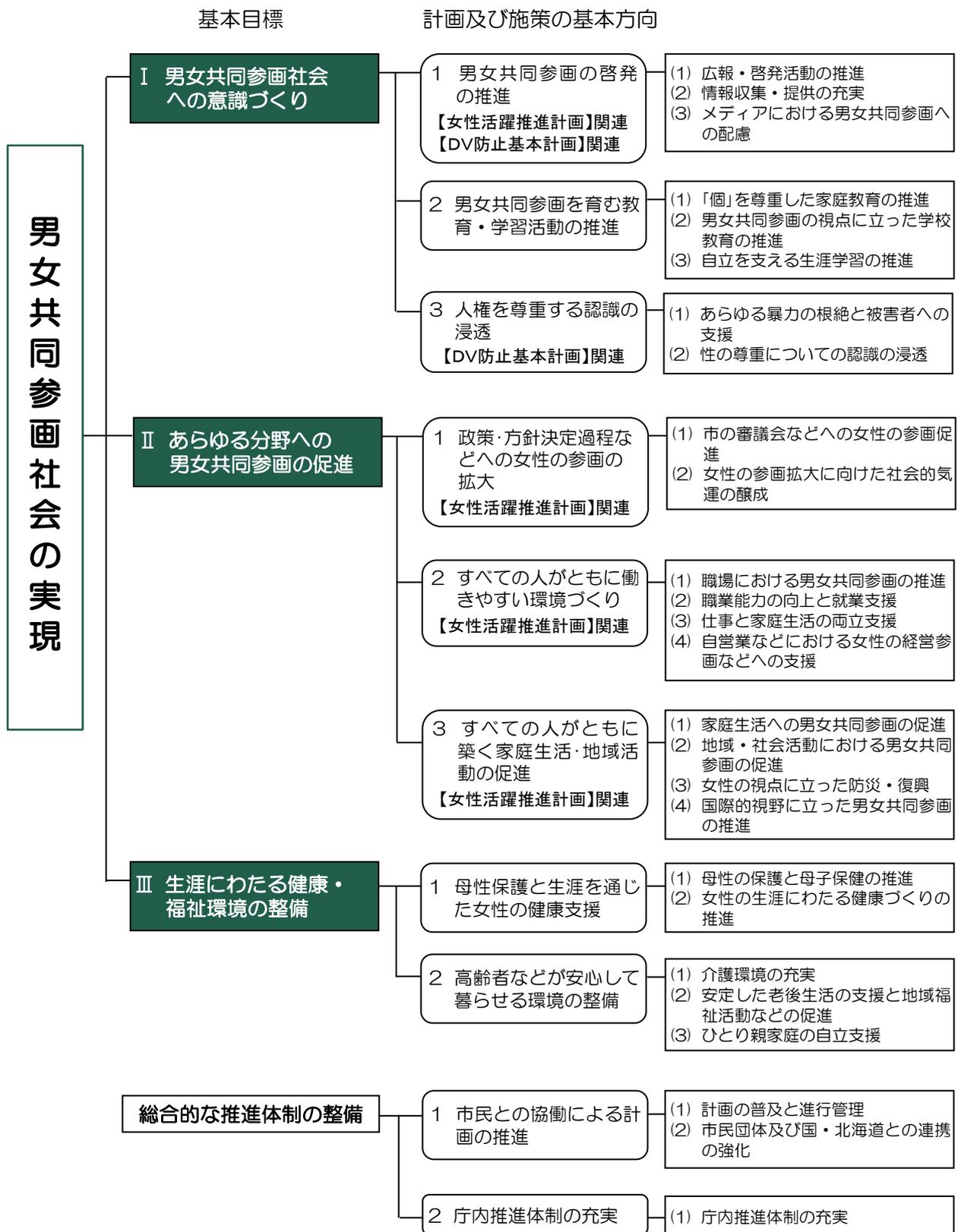
- 5-1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5-2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女性に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5-3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚および女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
- 5-4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家庭内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- 5-5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
- 5-6 国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
- 5-a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ、および土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
- 5-b 女性のエンパワーメント促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
- 5-c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでのエンパワーメントのための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。



エンパワーメントとは

自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつこと。

7 計画の体系



8 男女共同参画計画の総括

平成30年度に策定した「深川市男女共同参画計画（第2次計画見直し版）」では、男女共同参画社会の実現を目指し、「Ⅰ男女共同参画社会への意識づくり」「Ⅱあらゆる分野への男女共同参画の促進」「Ⅲ生涯にわたる健康・福祉環境の整備」を基本目標として、各種事業に取り組んできました。

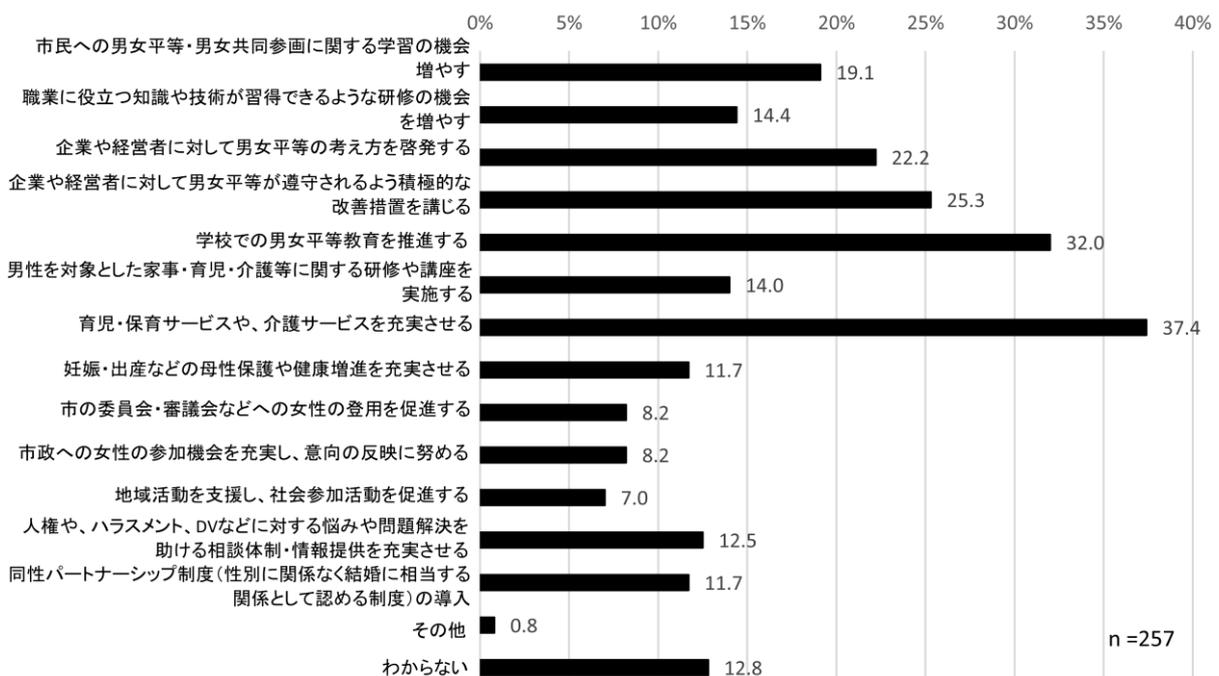
これらの事業は、毎年度「深川市男女共同参画推進本部」において、前年度の実施状況と当該年度における事業計画を確認しながら精力的に進めてきたところです。令和4年度は計画に関わる延べ176事業に着手し、その展開を図ったところであり、継続した取り組みが重要であることから、今後も事業の推進が必要となっています。

計画の最終年度となる令和4年度に実施した「市民意識調査」の結果では、「男女平等意識」について、家庭、職場、学校教育、町内会などの地域活動といった分野では性別による役割分担意識は減少傾向にあるものの、政治、法律や制度、社会通念・慣習などの場では、男性が優遇されているという意見がまだまだ多い実態が明らかになりました。

これは、社会通念や慣行が依然として男女共同参画社会の形成に影響を及ぼしていることが伺えます。また、調査結果から市民が深川市に望むことについては下表のとおりとなりました。

こうした状況を踏まえたとき、本市として、国や北海道などと連携を図りながら、引き続き男女共同参画の意識の一層の定着を図っていくことが必要となっています。

○男女共同参画社会をすすめるために、深川市に望むこと



第2章 計画の内容

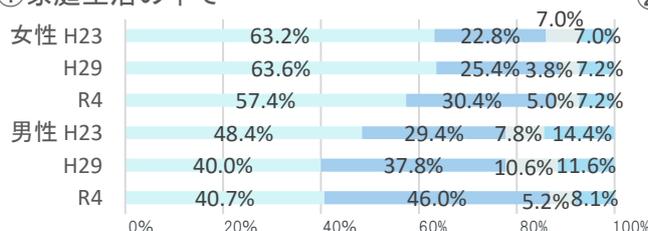
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会への意識づくり

男女の地位の平等感は、これまでの様々な取り組みにより高まってきており、家庭生活や職場、学校教育などで平等と感じる人が男女ともに増加傾向にあります。しかし、男女の感じ方に差が見られたり、学校教育を除いて、全体的に男性が優遇されていると感じる割合が高かったりと依然、男女の意識に差があり、政治の場、法律や制度、社会通念や慣習においては、男性が優遇されていると感じる割合が増加する結果になっています。（図表1）

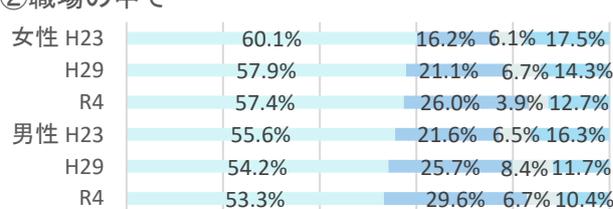
今後も固定的な性別による役割分担意識や権利侵害の解消に向けた意識の醸成を図りつつ、性別にかかわらず個人として尊重され、責任を分かち合っ個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりが重要となっています。

図表1 男女の地位の平等感（深川市）

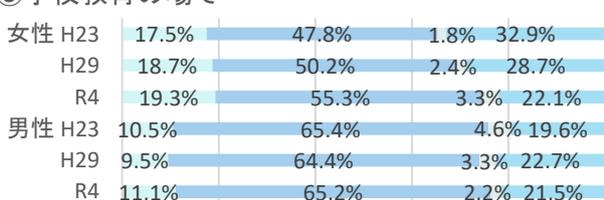
①家庭生活の中で



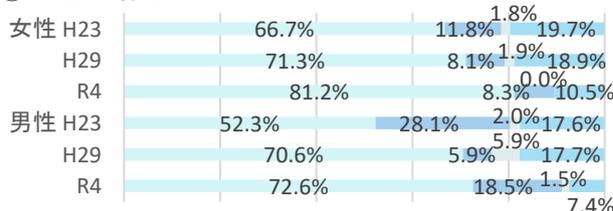
②職場の中で



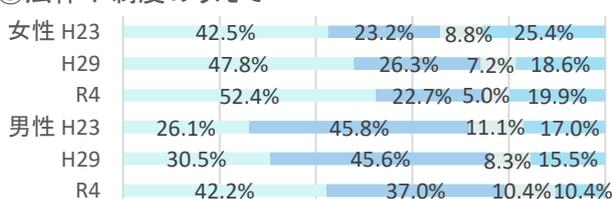
③学校教育の場で



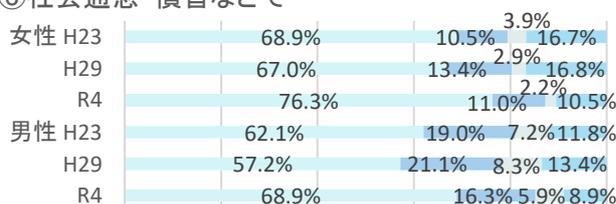
④政治の場で



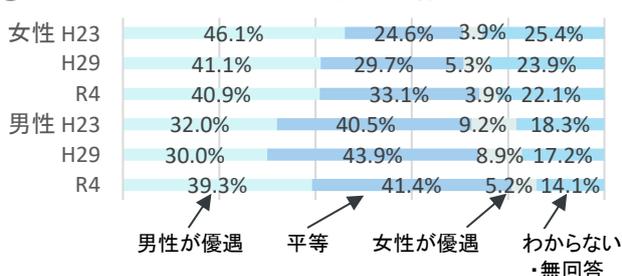
⑤法律や制度のうえで



⑥社会通念・慣習などで



⑦町内会やNPOなど地域の活動の場で



男性が優遇 平等 女性が優遇 わからない・無回答

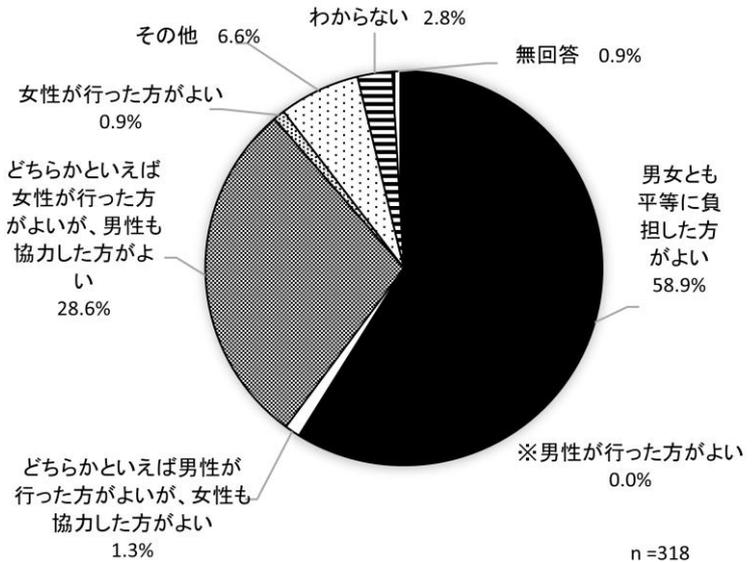
基本方向1 男女共同参画の啓発の推進

＜現状と課題＞

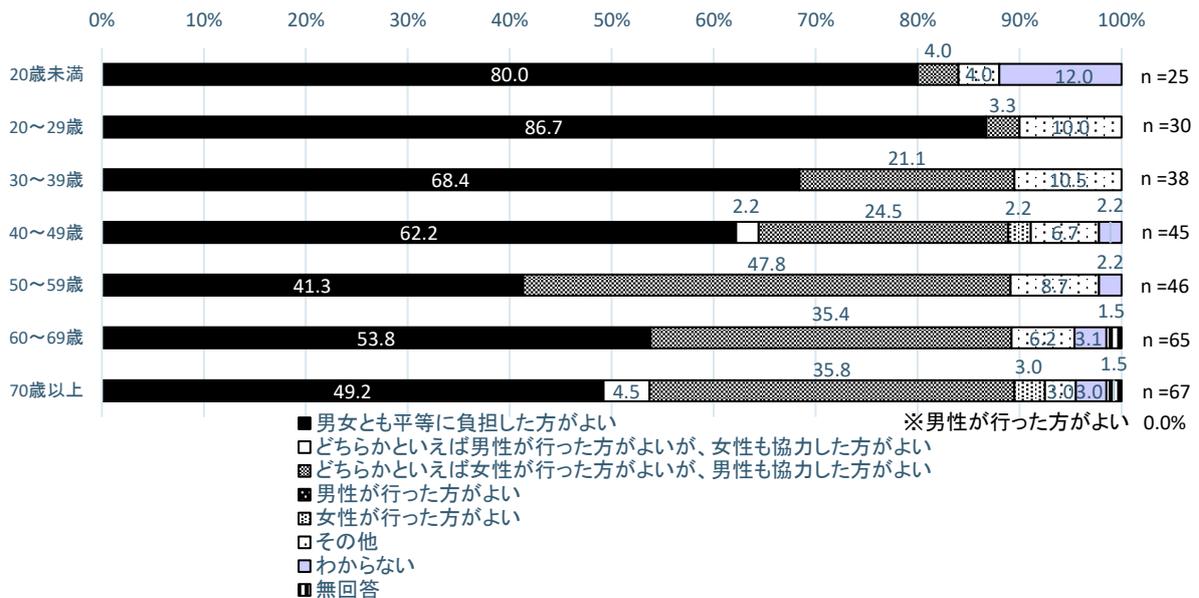
近年、男女共同参画に関する意識の変化や女性の社会進出などが進んでおり、家事、育児の役割分担に関する市民意識調査では「男女とも平等に負担した方がよい」が最も高い結果となっています。(図表2)

また、「どちらかといえば女性が行った方がよいが、男性も協力した方がよい」という考えを持つ人は、50代以上において高い数値を示していますが、若年層に近づくにつれて減少傾向にあります。(図表3)

図表2 「家事、育児の役割分担」に対する考え方(深川市)



図表3 年代別の「家事、育児の役割分担」に対する考え方(深川市)



こうした性別による固定的な役割分担意識の解消は、若年層を中心に進んでいるものの、全体的には男女共同参画を妨げる大きな要因となっていることから、全ての世代において一人ひとりの意識を変化させていく必要があります。

このことから、家庭、地域、職場など、社会のあらゆる場に根付いている性別による固定的な役割分担の意識を解消し、性別に関係なくあらゆる人が暮らしやすい社会の実現が求められています。

メディアは、人の意識や社会に対し大きな影響力を持っています。様々な形態のメディアを介し、多くの情報があふれている社会において、主体的に情報を収集し、受け取った情報に対する判断力を養うとともに、適切に発信する力を身につけることができるよう、メディア・リテラシーの向上に向けた取り組みの推進が必要です。

男女共同参画は、全ての人にかかわる社会全体で取り組むべき問題であることを一人ひとりが自分のこととして認識し、取り組んでいけるよう様々な機会をとらえ、啓発を進めていくことが必要です。

<計画及び施策の基本方向> 【女性活躍推進計画・DV防止基本計画】関連

(1) 広報・啓発活動の推進 【女性活躍推進計画・DV防止基本計画】

- ・市民に男女共同参画に関する正しい理解と認識の浸透を図るため、「男女共同参画週間」などの機会を通じ、各種広報媒体を活用した啓発や研修機会の充実に努めます。
- ・男女共同参画を女性問題に限定してとらえがちになる傾向を改めるため、男女共同参画の理解に向けた働きかけに努めます。

(2) 情報収集・提供の充実 【女性活躍推進計画・DV防止基本計画】

- ・男女共同参画に関係する諸問題の動向や進捗状況を把握するための調査・情報収集を行い、市民、団体及び事業所などにおいて、男女共同参画への関心が主体的に深まるよう情報提供に努めます。

(3) メディアにおける男女共同参画への配慮

- ・メディアからもたらされる影響は大きいため、事業所や団体などが発行する広報・出版物やホームページなどにおいて、その表現が人権侵害や性別による固定的な役割分担にとらわれることのないよう啓発に努めます。
- ・インターネットや SNS などの普及に伴い、新たな人権侵害被害が発生していることから、情報の適切な発信や取扱方法について、メディア・リテラシーの向上に向けた取り組みを進め、情報モラルの育成に努めます。

<具体的な施策の取り組み>

(1) 広報・啓発活動の推進 【女性活躍推進計画・DV防止基本計画】

No.	施策	取り組み	備考
1	男女共同参画に関する啓発事業の開催	① 「男女共同参画週間」などの機会を通じ、市民、事業所などに理解が深まるよう、啓発事業の充実に努めます。 ② 男女共同参画への関心を高めるため、関係する図書資料の充実に努めます。	
2	多様なメディアを活用した広報啓発	① 市民の誰もが男女共同参画についての理解を深められるよう、市ホームページなどの多様なメディアを活用した啓発に努めます。	
3	男女共同参画事業への市民参画の促進	① 男女共同参画に関する啓発事業などに対する市民参加の促進に努めます。	

(2) 情報収集・提供の充実 【女性活躍推進計画・DV防止基本計画】

No.	施策	取り組み	備考
4	調査・情報収集の実施	① 市民、事業所などを対象に男女共同参画に関する意識調査の実施に努めます。 ② 各種の統計資料の中から、格差や差別など社会問題を反映した情報収集に努めます。 ③ 市で行われている各種相談業務から実態の把握に努めます。	
5	情報の提供	① 男女共同参画に関係する調査、統計などの情報について、市民、団体及び事業所などへの提供に努めます。	

メディア・リテラシーとは

メディアに対して主体性を確立すること。インターネット・テレビ・音楽・映画・出版物など、様々なメディアが伝える価値観などをうのみにせず、自らが主体的にそれらを解読する力をつけること。

男女共同参画週間とは

様々な取り組みを通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目的に、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」としている。

(3)メディアにおける男女共同参画への配慮

No.	施策	取り組み	備考
6	発行・発信されるメディアにおける配慮	① 事業所、団体などの発行物における人権・男女共同参画への配慮について啓発に努めます。	
7	メディア・リテラシーの育成	① メディアを通じて流れる情報には人権侵害とされる情報もあるため、学校教育において情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力を身に付ける力（メディア・リテラシー）やICTリテラシーの向上推進に努めます。 ② デジタルデバイド解消を目指し、要望を取り入れながらパソコンやスマートフォンなどのICT機器の操作に不慣れな方を対象としたIT講習会の開催に努めます。 ③ コンピュータや情報技術関連の研修会や講座において、メディア・リテラシーの向上に努めます。	

基本方向2 男女共同参画を育む教育・学習活動の推進

<現状と課題>

男女の地位の平等感は、学校教育の場において、男女平等教育が大きく進展していますが、家庭、職場、政治などの場においては、男性の優遇感は依然として高い状況にあるのが実態です。（8ページ 図表1）

旧来の性別による社会通念や慣習における差別が依然として残り、性別にかかわらず、すべての人の多様な生き方の妨げとなっています。

進学について専攻別にみると特に工学、理学における女性割合が低い一方、男性は人文科学や薬学・看護学等の割合が低くなっています。これは、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが影響されているとされています。

持続的な成長を確保する点から、次代を生きる子どもたちが性別による固定的な概念によって、進路を制限されることがなく、あらゆる分野で多様な発想や能力を活かすことができる環境を整えていくことが重要です。

社会的自立に向けた成長の各段階において、その子がもつ興味や能力、適性を伸ばし、多様で主体的な進路・職業選択が可能となるよう、今後より一層キャリア形成に係る教育を充実させていく必要があります。

そのため、家庭や学校、地域社会において市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重しあうことや男女共同参画意識を身につけられるよう、学習機会の充実を図る必要があります。

特に、次代を担う子どもたちに対する男女共同参画意識のより一層の定着に向けた取り組みが求められています。

<計画及び施策の基本方向>

（1）「個」を尊重した家庭教育の推進

- 性別にとらわれずに、子どもたちそれぞれの「個」を尊重し、その個性と能力を伸ばすことに視点をおいた家庭教育の重要性が認識されるよう、保護者に対する意識の啓発と学習機会の充実に努めます。

（2）男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

- 教科指導をはじめ進路指導や職業指導など教育活動全体を通じて、人権の尊重を基盤とした男女平等教育やキャリア教育の充実に努めます。
- 学校教育は、青少年の意識形成に大きな影響があり、男女を問わず、生活を営むための必要な知識や技術を習得するのに重要な役割を果たしているため、男女共同参画の視点に立った学校運営が前進するよう、各種教職員研修会などにおける男女共同参画意識の醸成に努めます。

- ・ 幼い子どもに対する接し方は無意識の思い込みの形成に大きな影響を及ぼすことから、就学前の子どもが多く時間を過ごす幼稚園、保育所等に対し、男女平等を意識した、幼児教育・保育の実施に向けた働きかけを行います。

(3) 自立を支える生涯学習の推進

- ・ 性別にかかわらず誰もが自立と責任を持った考え方や行動が身につけられるよう、エンパワーメント支援につながる学習機会の提供に努めます。
- ・ すべての人の多様な生き方を支援するため、いつでも、どこでも、誰でも学ぶことのできる生涯学習環境の充実に努めます。

<具体的な施策の取り組み>

(1) 「個」を尊重した家庭教育の推進

No.	施策	取り組み	備考
8	家庭教育の重要性の啓発	① 幼稚園、保育所に通う乳幼児の保護者を対象とした健康教育の機会を通じ、啓発に努めます。 ② 学習機会の充実を図るとともに、子育てなどへの、特に男性の参加促進に努めます。(親子クラブ、家庭教育学級、子育て支援センターによる子育て講座など)	項番 37 ②再掲

(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

No.	施策	取り組み	備考
9	平等教育の充実	① 人権の尊重を基盤とした男女平等教育の充実に努めます。 ② 職業は、自分の幸福と社会を支えるという両面において重要であるため、生きがいのある人生を実現できるようキャリア教育等を通して、勤労の尊さや意義の理解に努めます。 ③ 勤労の尊さや意義を理解し、キャリア教育と関連させて、働くことについての理解を通して、職業に対する正しい考え方を育みます。	
10	男女共同参画に関する教職員研修の充実	① 人権教育、男女平等教育等の各種教職員研修会の情報提供や研修に参加しやすい環境整備に努めます。	
11	義務教育課程以外の関係者などへの意識啓発	① 幼稚園、保育所、高等学校、大学の関係者及び保護者などに対して、男女共同参画の視点に立って意識啓発に努めます。	

(3) 自立を支える生涯学習の推進

No.	施策	取り組み	備考
12	エンパワーメント支援のための学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 誰もが自立し、主体的に社会のあらゆる分野に参画していくために必要な力をつけるため、生涯にわたる学習機会の充実に努めます。(各種講演会、研修会、講座など) ② 人材育成に係る各種研修派遣事業において、参加を促進し、リーダー養成に努めます。 	
13	コミュニティ関連施設の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ① すべての人の多様な生き方を支援する場として、また、多くの市民が気軽に集まれる「居場所」として利用しやすい公民館・コミュニティセンターなどの施設運営に努めます。 	

エンパワーメントとは

自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつこと。

基本方向3 人権を尊重する認識の浸透

<現状と課題>

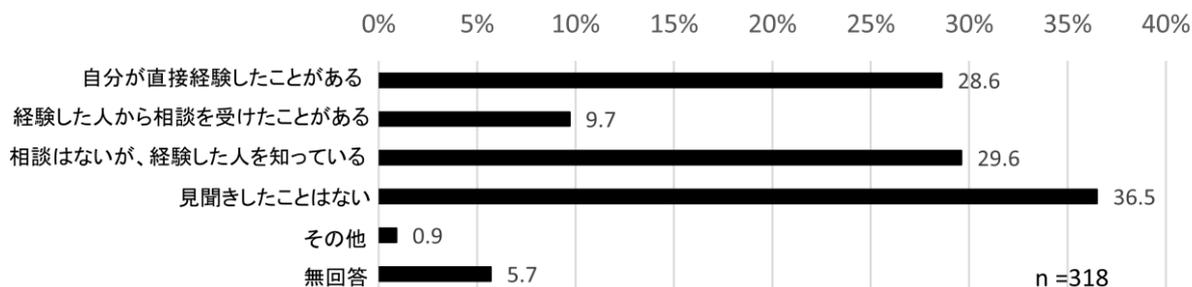
他者からの性的いやがらせ、精神的・身体的苦痛を与えられるなどのハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（以下DVという）や性犯罪は、重大な人権侵害であり、性別や年齢を問わず、いかなる場合にも許されるものではありません。

市民意識調査によるとハラスメントについては、「自分が経験したことがある」が28.6%と、前回調査時点（H29）の23.9%と比較し4.7%増加しています。（図表4）

DVについては、「自分が経験したことがある」が全体では8.5%と、前回調査時点（H29）の9.5%と比較し1.0%減少していますが、男女別の回答では男性4.4%に対して、女性は11.6%となっており、女性におけるDVの経験者は男性の2倍以上となっています。（図表5、6）

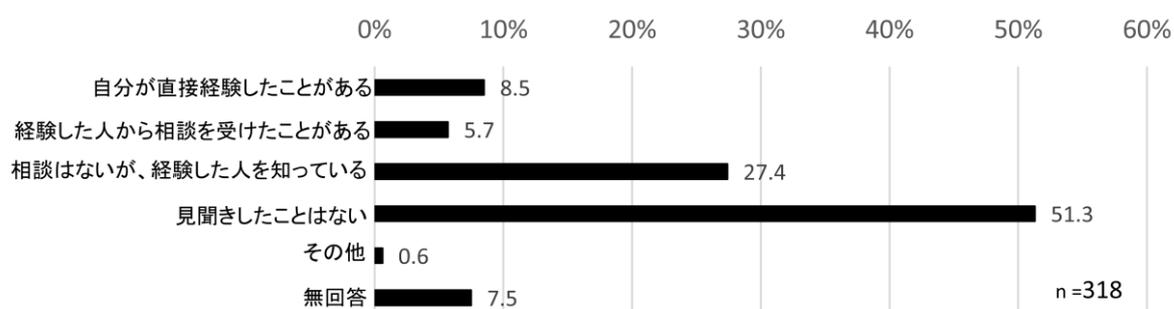
特に女性に対する暴力は、経済的・社会的な格差や女性への暴力を個人的な問題としてとらえる風潮がまだまだ強いとされています。ハラスメントや暴力は、多くの人々に関わる社会的問題であるという認識を市民に広く浸透させ、暴力による人権侵害を起こさせないため、より広範囲な情報網の確立が重要であり、被害を受けた場合における早期の相談・救済ができる支援体制の充実が今後も求められます。

図表4 ハラスメントについて（深川市）

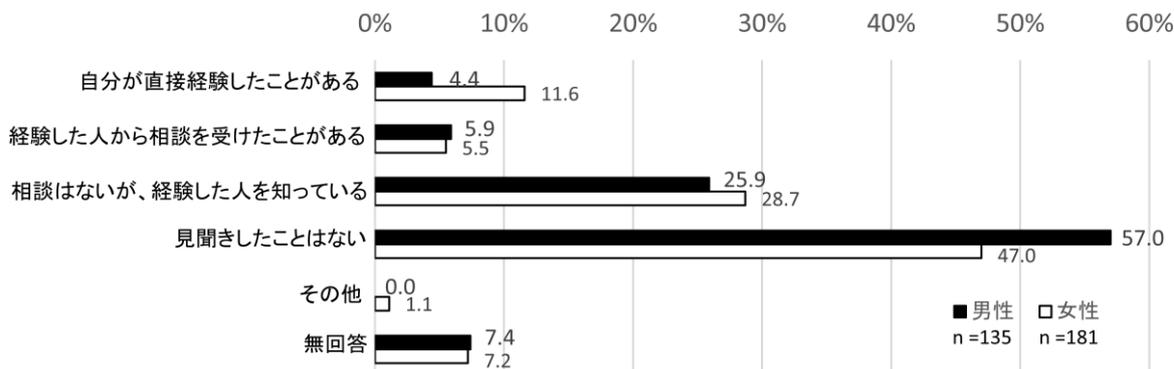


※男女別の回答に大きな差は見られなかった

図表5 DVについて（深川市）



図表6 DVについて 男女別（深川市）



このほか、令和4年度の国の対策として、性的な被害、家庭の状況、その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営むことが難しい女性を支援するための「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」や、若年層を中心とした被害で問題となっているアダルトビデオ出演被害防止を目的とした、「AV出演被害防止・救済法」の制定のほか、女性だけではなく子どもに対する性犯罪や性暴力対策の強化なども図られています。

このように多様化・複雑化している課題の解決に向けた取り組みが進められているため、今後、地方自治体においては、国や北海道とのさらなる連携が重要となります。

これらの諸課題とあわせて、女性の身体に備った妊娠・出産機能の重要性や妊娠・出産を選択する権利を保障している「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）」の考え方についても、女性の重要な人権のひとつとして男女双方の理解が図られるよう努めていく必要があります。

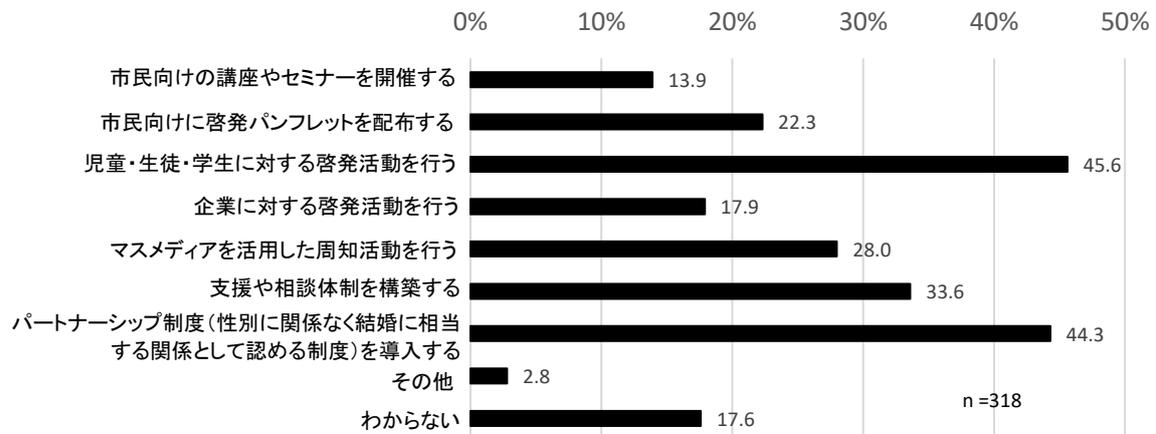
また、LGBTQ+などの性的少数者の方に対する差別的発言やアウティングなども暴力と同じく人権侵害であり、決して許されるものではなく、国は性的指向や性自認を人権課題として取り上げています。

市民意識調査においても、LGBTQ+などの性的少数者の方に対する理解をすすめるためには、「児童・生徒・学生に対する啓発活動を行う」が45.6%、「パートナーシップ制度を導入する」が44.3%、「支援や相談体制を構築する」が33.6%の順で多くなっており、誰もが生きやすい社会の実現のためには、多様な性に対する正しい知識と理解を深めることが重要となっています。（図表7）

ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や同居している恋人など、日常を共にする相手から受ける暴力行為。身体的暴力だけでなく、言葉や身振りで恐怖感を植えつけたり、心理的・精神的な苦痛を与えたりすることも含む。

図表7 LGBTQ+の理解をすすめるための対策について（深川市）



<計画及び施策の基本方向> 【DV防止基本計画】関連

(1) あらゆる暴力の根絶と被害者への支援 【DV防止基本計画】

- 教育や雇用の場などにおけるハラスメント、DVやストーカー行為などは、重大な人権侵害であるとの認識を広く周知し、その予防と根絶に向けた啓発に努めます。
- 困難な問題を抱える女性への支援、アダルトビデオ出演被害の防止、性犯罪・性暴力対策など多様化・複雑化している課題の解決に向け国や北海道と連携を図ります。
- 被害者の人権に配慮した相談体制の整備や安全確保など、関係機関と連携を密にし、迅速かつ総合的な支援体制の整備と相談窓口の周知に努めます。

LGBTQ+

Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、性別越境者)、Questioning/Queer(クエスチョニング/クィア、自分の性のあり方について「わからない」「迷っている」などと考えている人)、+(プラス、上記以外)の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の総称のひとつ。

この他にも性的マイノリティの方もそうでない方も含めたSOGI(ソジ)という総称もある。

アウトティング

本人の同意がないままに、その人の性のあり方を第三者に暴露してしまうこと。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のことをいう。

(2) 性の尊重についての認識の浸透

- すべての人が互いの性を尊重し、多様な性に関する正しい知識を身に付け行動できるよう啓発に努めます。
- 児童・生徒の発達段階に応じた性に関する知識を身に付け、自覚と責任を持った行動がとれるよう教育の充実に努めます。
- 性の尊重に対する認識や、女性特有の妊娠・出産という母性の重要性に関わるリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の普及浸透を図るための意識啓発、有害環境の改善に努めます。
- LGBTQ+などの性的少数者の方への差別や偏見をなくし、多様な性に対する正しい知識と理解を深めるための周知・啓発活動に取り組むとともに、国、北海道、他自治体の動向を踏まえながら、パートナーシップ制度の導入に向け検討を進めます。

<具体的な施策の取り組み>

(1) あらゆる暴力の根絶と被害者への支援【DV防止基本計画】

No.	施策	取り組み	備考
14	あらゆる暴力根絶のための啓発	① 広報紙への掲載やパンフレットなどによる啓発に努めるとともに関係法令の周知に努めます。	
15	あらゆるハラスメント防止のための啓発	① ハラスメント防止のため、社会的認識の醸成を図るための啓発に努めます。 ② 事業所などにおいて、ハラスメント防止対策が講じられるよう関係法令や制度の周知、情報提供に努めます。	項番 27 再掲
16	支援体制の整備と相談窓口の周知	① 被害者とその児童の一時保護や緊急避難のため、行政関係部署や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルターなどの関係機関・団体と連携を密にし、その安全確保など迅速かつ総合的な支援体制の整備に努めます。 ② DVなど人権侵害に関する行政関係相談窓口との、連携・充実に努めるとともに、相談窓口の周知に努めます。 ③ 家庭内で潜在化するDVの早期発見のため、広範囲な情報網を整備し、情報収集に努めます。 ④ 相談担当職員の研修機会の充実に努め、資質の向上に努めます。 ⑤ 法に基づき、DV、ストーカー被害者保護のため、住民基本台帳などの閲覧及び写しの交付やマイナンバー制度における情報連携について、行政関係部署による体制を整備し、不当目的で利用されないよう制限を行います。	

No.	施策	取り組み	備考
16	支援体制の整備と相談窓口の周知	⑥ 困難な問題を抱える女性、アダルトビデオ出演被害者、性犯罪・性暴力被害者などが相談しやすい環境を整えるため、国・北海道・NPOなどが取り組むワンストップ支援センター等の周知・広報に努めます。	
17	性犯罪・性暴力を誘発しない地域防犯体制の充実	① 市防犯協会と連携し、地域防犯体制の充実に努めます。	

(2)性の尊重についての認識の浸透

No.	施策	取り組み	備考
18	性に関する教育の充実	① 性に関して、児童・生徒の発達段階や実態、心身の発育・発達における個人差などにも留意した指導に努めます。	
		② 児童・生徒や保護者からの性に関する相談に適切に対応できるよう、相談窓口の充実に努めます。	
		③ 性に関する教育についての各種教職員研修会の情報提供や研修に参加しやすい環境整備に努めます。	
		④ 乳幼児健診や親子クラブなどの機会を通じ、命の大切さや性の理解の普及に努めます。	
		⑤ 性の理解、母子の健康に関する知識の普及・啓発のため、健康教室の開催に努めます。	
		⑥ 思春期特有の悩みについて、相談の充実に努めます。また、北海道が行う思春期相談・セミナーなどの事業との連携に努めます。	
19	有害環境の改善	① 人権侵害や性の商品化にあたる情報や商品から子どもたちを保護するため、意識啓発や取扱店での調査など、青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害環境の改善に努めます。	
20	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての意識啓発	① 女性の人権尊重の視点から、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の認識の浸透を図るため、母子保健事業の機会などを通じ啓発に努めます。	
21	LGBTQ+など性的少数者の方への理解促進	① 差別や偏見をなくすため、LGBTQ+など性的少数者が理解されるよう市ホームページなどを活用した啓発に取り組みます。	
		② 国、北海道、他自治体の動向を踏まえながら、パートナーシップ制度の導入に向け検討を進めます。	

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

近年、様々な分野で活動をする女性が増えてきていますが、政治や行政、事業所などにおける意思決定過程への女性の参画は十分とはいえないのが現状です。

働く女性を取り巻く環境については、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法などの関係法令の改正により、制度面での整備は進んできているとともに、平成30年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行（令和3年一部改正）され、政治分野における男女共同参画に資する取り組みが推進されています。

一方で、令和4年（2022年）7月に世界経済フォーラムから発表された、日本のジェンダー・ギャップ指数は146か国中116位と先進国で最低の順位でした。我が国は、経済と政治分野における意思決定に参加する機会等における男女格差が非常に大きく、管理的職業従事者に占める女性の割合は、世界的にみても際立って低い水準となっています。

このことから、今なお様々な面で格差が存在しており、仕事と家庭生活の両立を希望する女性の要望が十分には満たされていないなどの現実があります。

家庭生活や地域活動においても、性別によって役割や参加に偏りがみられますが、その要因には男性の仕事中心の生活が大きく作用しています。

このため、女性にとっては、政策・方針決定過程などへの参画機会の拡大や雇用機会の均等と待遇の確保を図り、男性にとっては、家庭生活や地域活動への積極的な参画を促進し、誰もがともに家庭、職場、地域社会においてバランスのとれた生き方を可能とする「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けた環境の整備に努めます。

また、これらの取り組みによって築かれた男女共同参画社会では、性別にかかわらず社会的・経済的な安定と生活環境の整備がもたらされることから、本市が抱えている少子高齢化の克服といった大きな課題の解決にもつながるものと期待されます。

ジェンダー・ギャップ指数とは

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び健康分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)とは

年齢や性別に関わらず誰もが、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択し実現できること。

基本方向1 政策・方針決定過程などへの女性の参画の拡大

<現状と課題>

女性が政策・方針などの決定の場へ参画することは、各種の政策に女性の意見を反映させるためにもとても重要なことです。本市においては、平成13年度から「各種委員会・審議会等の委員選任等に関する基準」の中で、国と同様の登用目標値を掲げ取り組んできた結果、令和4年3月末現在で33.0%と平成30年3月末現在の状況から増加は横ばいとなっており、分野によっては依然として格差がみられます。（図表8）

女性の地方議会議員について、内閣府が調査している令和3年度の数値では、全国の市区町村議会に占める女性議員の割合は17.5%、本市の現状は14.3%と平均を下回っている状況で、企業や各種団体などにおいても、意思決定の場で活躍する女性は多いとはいえないのが現状です。

女性が政策・方針などの決定の場へ参画していくためには、広く男女共同参画意識の醸成を図るとともに、女性自身にあっても社会的に力をつけていくことが大切であるため、国政選挙などで男女の候補者数を「できる限り均等」とすることを旨とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を周知することが必要です。

図表8 深川市の審議会・委員会などへの女性委員の登用状況

区分	各年3月末現在	現在数	うち女性数	女性比率
地方自治法第202条の3に基づく審議会など (条例等に基づき設置するもの)	H23	307人	72人	23.5%
	H30	307人	73人	23.8%
	R4	284人	65人	22.9%
地方自治法第180条の5に基づく委員会など (教育委員会、農業委員会など)	H23	44人	4人	9.1%
	H30	43人	7人	16.3%
	R4	43人	7人	16.3%
法律の規定により国の機関が委嘱する委員 (民生委員、人権擁護委員など)	H23	85人	49人	55.7%
	H30	88人	50人	56.8%
	R4	87人	51人	58.6%
上記以外の委員会または委員	H23	430人	158人	36.7%
	H30	391人	144人	36.8%
	R4	410人	149人	36.3%
合計	H23	869人	283人	32.6%
	H30	829人	274人	33.1%
	R4	824人	272人	33.0%

資料：深川市女性登用実態調査

＜計画及び施策の基本方向＞ 【女性活躍推進計画】関連

(1) 市の審議会などへの女性の参画促進 【女性活躍推進計画】

- ・政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、市の審議会などへの女性登用の目標を引き続き 40%に定め、早期実現に努めます。
- ・一方の性別のみで構成されている審議会などの解消に努めます。
- ・委員選任の際は、女性の人材情報の収集・活用により登用の促進に努めます。

(2) 女性の参画拡大に向けた社会的気運の醸成 【女性活躍推進計画】

- ・事業所や農業・経済団体、町内会などにおいて、意思決定過程への女性の参画が促進されるよう理解と協力を働きかけます。
- ・女性の登用促進に向けた社会的気運の醸成のための啓発・情報提供に努めます。
- ・市の女性職員の管理職への登用については、「深川市特定事業主行動計画」で掲げる、課長職以上の女性管理職の割合を 20%以上にする目標の達成に努めます。
- ・性別にかかわらず広く市民の市政への参画機会の拡充に努めます。

＜具体的な施策の取り組み＞

(1) 市の審議会などへの女性の参画促進 【女性活躍推進計画】

No.	施策	取り組み	備考
22	審議会などへの女性委員の登用促進	① 審議会などへの女性登用の目標を引き続き 40%に定め、人材の情報収集・活用により早期実現に努めます。また、登用状況について広く公表に努めます。 ② 多様な意見が市政に反映されるよう、一方の性別のみで構成されている審議会などの解消に努めます。 ③ 幅広い分野から女性の参画を促進するため、委員選任の際には、重複登用や公募枠などを十分考慮するとともに、関係機関や団体などからの推薦により委員を選考する際は、女性委員の登用を促進するため協力を要請します。	

(2)女性の参画拡大に向けた社会的気運の醸成【女性活躍推進計画】

No.	施策	取り組み	備考
23	女性の登用促進に向けた啓発	<ul style="list-style-type: none"> ① 政策・方針決定過程などへの女性の参画の重要性について、あらゆる機会を通して啓発・情報提供に努めます。 ② 事業所や各種機関、団体などで女性の登用が促進されるよう理解と協力を働きかけます。 	
24	市の管理職への女性登用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ① 市女性職員の管理職への登用について、「深川市特定事業主行動計画」で掲げる、課長職以上の女性管理職の割合を20%以上にする目標の達成に努め、行政における女性の参画を促進します。 	
25	市政への関心を高める機会の充実・支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 性別にかかわらず広く市民、団体からの意見を聴く機会の充実を図り、市政参画への意識の高揚に努めます。 ② 市民団体、グループなどが行う政治や行政に関する主体的な学習活動の支援に努めます。 ③ 市民参画型事業の拡充を図る中で、女性の登用促進に努めます。 	

基本方向2 誰もがともに働きやすい環境づくり

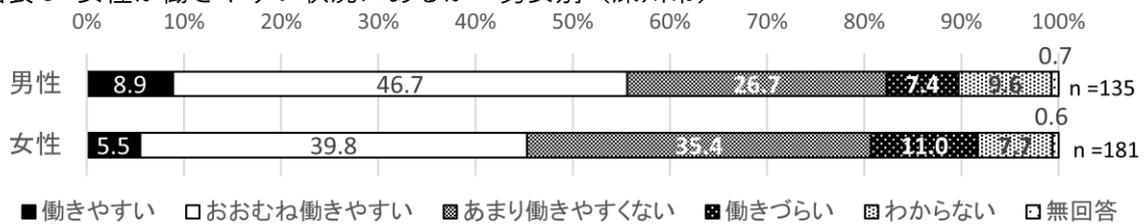
＜現状と課題＞

令和3年度に実施した深川市労働基本調査によると、就業者総数に占める女性の割合は46.1%、男性の割合は53.9%（正規、季節・臨時、パート従業員）となっています。

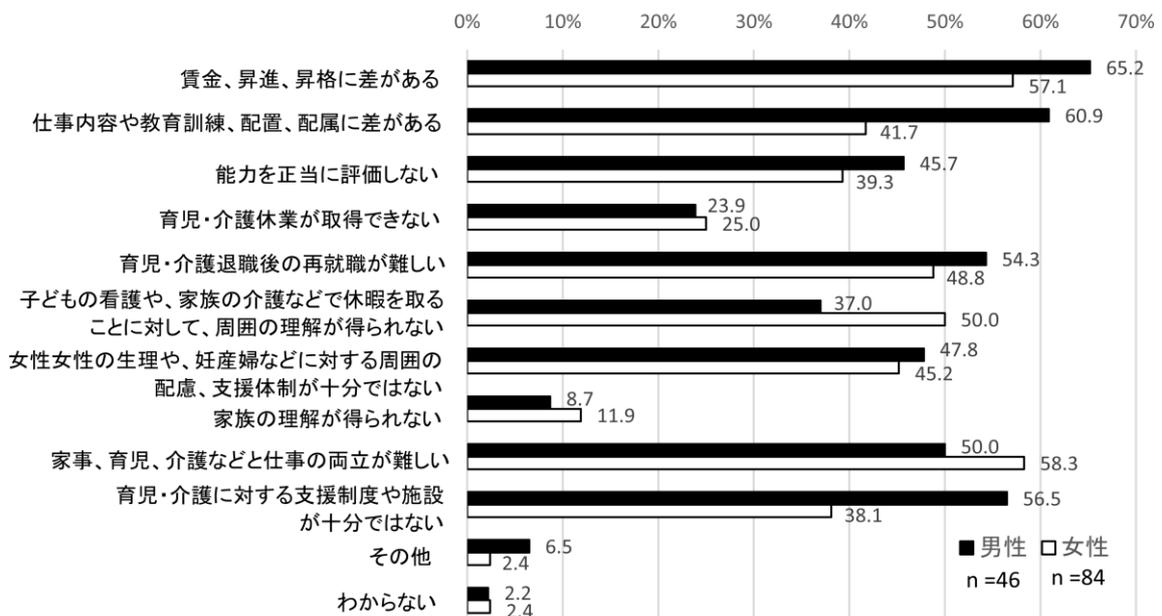
こうした状況の中、同調査における「女性が働きやすい状況にあるか」を確認する設問では、女性は46.4%の人が「働きづらい」や「あまり働きやすくない」と回答しており、男性の34.1%よりも12.3%高い結果となりました。その要因について聞いたところ、女性は「家事、育児、介護などと仕事の両立が難しい」が58.3%と最も高く、次いで「賃金、昇進、昇格に差がある」57.1%、「子どもの看護や、家族の介護などで休暇を取ることに對して、周囲の理解が得られない」50.0%となり、男性は「賃金、昇進、昇格に差がある」が65.2%と最も高く、次いで「仕事内容や、教育訓練、配置、配属に差がある」の60.9%、「育児・介護に対する支援制度や施設が十分ではない」56.5%という結果となりました。（図表10）

これにより、女性は自身や周囲の環境を問題としている回答の割合が高い傾向となっているのに対して、男性は職場や社会の環境面を問題としている回答の割合が高い傾向となり、性別により働きやすいと感じる環境に違いがあることがわかりました。

図表9 女性が働きやすい状況にあるか 男女別（深川市）



図表10 女性が働きづらい、その要因について 男女別（深川市）※複数回答可

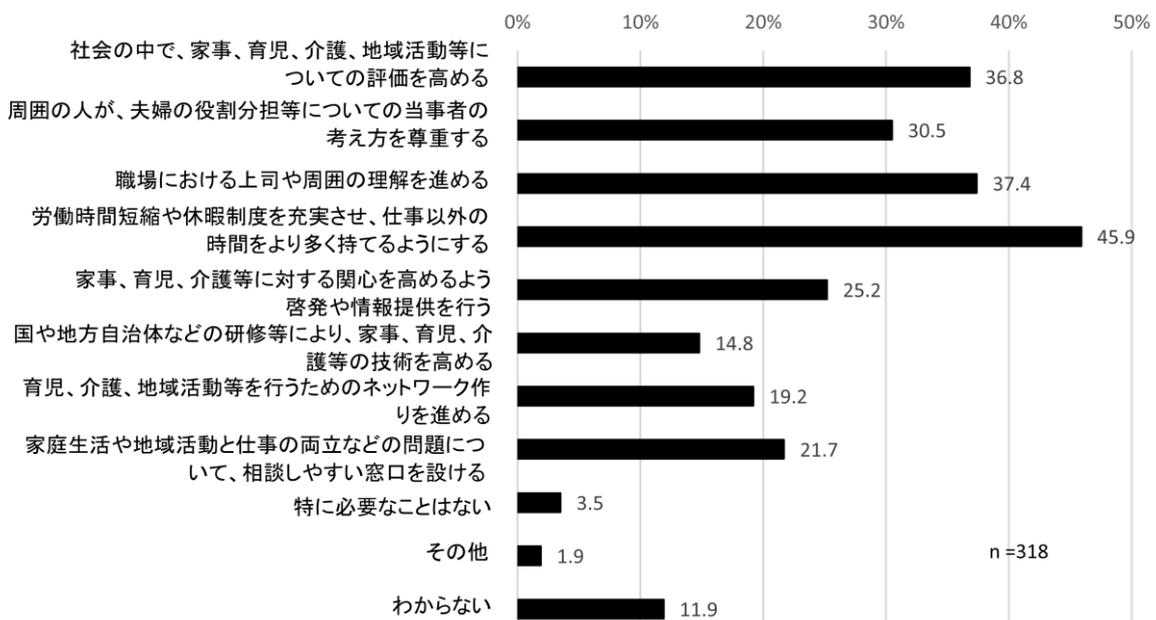


国では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、「国民全体の仕事と生活の調和の実現が社会を持続可能で確かなものにするうえで不可欠である」と位置づけ、実現に向けて仕事と子育てや介護など家庭生活の両立のため環境の整備を進めています。

このほか、令和4年4月から女性の採用・登用等の拡大や、職業生活において活躍できる環境を整備することを目的とした改正女性活躍推進法が全面施行され、事業主行動計画の策定や情報公表が義務付けられる事業主の対象が拡大されたほか、同年7月に同法の省令が改正され、女性の活躍に関する情報公表項目として、男女の賃金の差異を追加し、常用労働者301人以上の事業主に対する情報公表が義務化されたため、今後、本市においても新たに法令等に定められた取り組みを事業主に周知・促進することが必要となります。

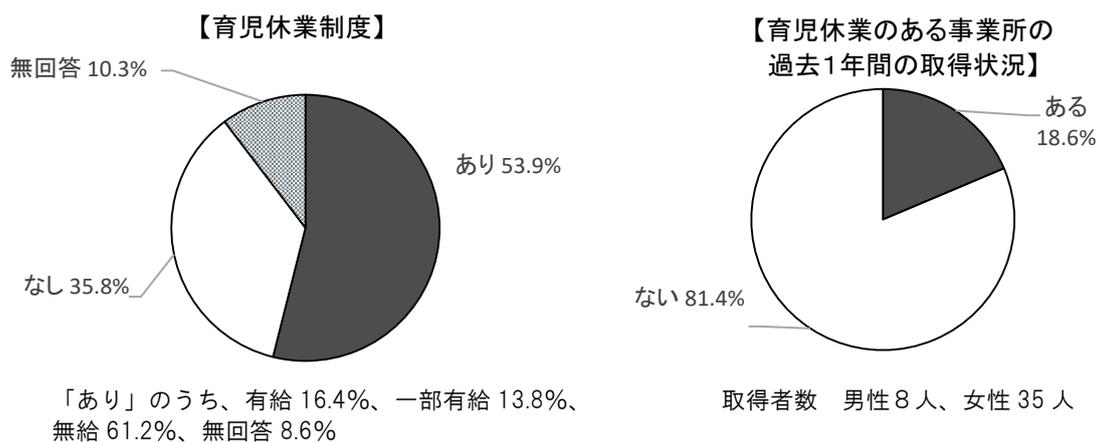
なお、市民意識調査では、ワーク・ライフ・バランスの実現のために必要なこととして、「労働時間短縮や休暇制度を充実させ、仕事以外の時間をより多く持てるようにする」が45.9%と最も高く、次いで「職場における上司や周囲の理解を進める」が37.4%と、職場環境に関係する回答の割合が高い傾向となっています。（図表11）

図表11 ワーク・ライフ・バランスの実現のために必要なこと（深川市）※複数回答可

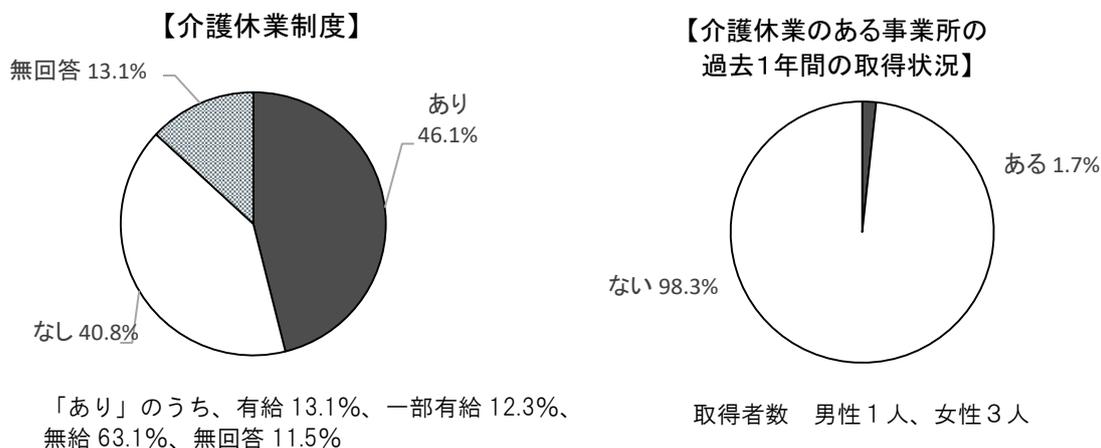


令和3年度に行われた深川市労働基本調査によると育児休業がある市内事業所の割合は53.9%となっており、過去1年間の取得状況としては、男性8人、女性35人となったほか、介護休業がある市内事業所の割合は46.1%となっており、過去1年間の取得状況としては、男性1人、女性3人となりました。（図表12、13）

図表12 市内事業所における育児休業制度の有無と取得状況（深川市）



図表13 市内事業所における介護休業制度の有無と取得状況（深川市）

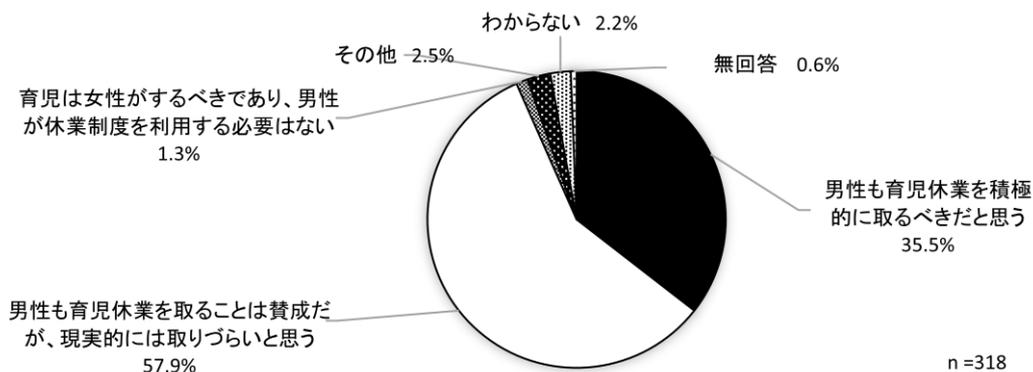


加えて、市民意識調査における「男性の育児休業の利用について」の設問では、「男性も育児休暇を取ることは賛成だが、現実的には取りづらいと思う」が57.9%と最も多く、次いで「男性も育児休暇を積極的に取るべきだと思う」が35.5%となっており、男性の育児休暇を肯定的に捉えている人は合わせて93.4%と高い数値であるものの、実際の取得には至っていない状況にあります。（図表14）

このように、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するためには、仕事と子育てや介護など家庭生活の両立のため環境の整備を進めていく必要があります。このことは、本市が抱えている少子高齢化の克服にも寄与する重要な課題となっています。

また、農業や商工業などの自営業では、家族単位で経営されている場合が多く、家族従事者である女性が家業と家庭生活の両面を担っている現状にあるため、必ずしも家業に対する労働が適正に評価されているとはいえません。このため、女性が果たしてきている役割を適正に評価し、経営への参画など地位を確立していくことが必要です。

図表 14 男性の育児休業制度について（深川市）



<計画及び施策の基本方向> 【女性活躍推進計画】関連

(1) 職場における男女共同参画の推進 【女性活躍推進計画】

- すべての人がともに働きやすい環境づくりに向けて、雇用機会の均等、待遇の確保などが必要となることから、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法などの関係法令や制度の周知徹底と相談体制の充実に努めます。
- 職場内のハラスメントなどの防止に向けた啓発活動を推進します。

(2) 職業能力の向上と就業支援 【女性活躍推進計画】

- 多様な就業形態に対応した職業能力の向上と技術の習得を支援するため、各種講座などの開催に努めます。
- 就業機会の拡大のため、雇用情報などの提供を図るとともに、起業を目指す人への指導、助言に努めます。

(3) 仕事と家庭生活の両立支援 【女性活躍推進計画】

- ・働くすべての人の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られるよう、多様な保育サービスや介護サービスの充実を図ることや、育児・介護休業法など支援制度の普及啓発に努めます。
- ・コロナ下で広まった多様で柔軟な働き方を可能とする職場環境づくりや、働き方改革に向けて事業所への理解と協力を働きかけます。

(4) 自営業などにおける女性の経営参画などへの支援 【女性活躍推進計画】

- ・農業や商工業などの自営業で活躍する女性の地位向上のため、経営や社会的な意思決定過程に参画できるよう働きかけます。
- ・家族経営協定の普及など労働条件改善に向けた啓発に努めます。
- ・女性が、生産、販売、経営の担い手として幅広い技術を習得するための研修機会の充実や活動を支援します。

<具体的な施策の取り組み>**(1) 職場における男女共同参画の推進 【女性活躍推進計画】**

No.	施策	取り組み	備考
26	雇用機会の均等と待遇確保のための啓発・支援	① 事業所などに対して、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法などの関係法令や制度の周知、情報提供に努めます。	項番 48 ①再掲
		② 関係機関と連携して、労働環境に関する相談の充実に努めます。	
		③ 労働基本調査の実施により、労働実態を把握し、関連施策への反映に努めます。	
		④ 女性の多様な就業ニーズが社会的に認識されるよう啓発に努めます。	
27	あらゆるハラスメント防止のための啓発	① ハラスメント防止のため、社会的認識の醸成を図るための啓発に努めます。	項番 15 再掲
		② 事業所などにおいて、ハラスメント防止対策が講じられるよう関係法令や制度の周知、情報提供に努めます。	

家族経営協定とは

農業経営を担っている家族が話し合いを通し、農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲などについて文書で取り決め、家族の役割と責任を明確化するもの。

(2) 職業能力の向上と就業支援 【女性活躍推進計画】

No.	施策	取り組み	備考
28	職業能力開発・向上のための支援	① 札幌高等技術専門学院等による職業訓練機関の制度周知に努めます。	
29	就業機会拡大に向けた支援	① 関係機関と連携して、雇用情報の提供や就業に関する相談体制の充実に努めます	
		② 情報技術などを活用した新しい就業形態を促進するため、情報提供に努めます。	
		③ 異業種交流により就業情報などについての相互提供が図られるよう、働く婦人の家などの施設の利用促進に努めます。	
30	起業に対する支援	④ 雇用機会の拡大に向けてワークシェアリングの普及・啓発に努めます。	
		① 関係機関と連携して、起業を目指す人への指導、助言を行うとともに、融資制度の活用を図ります。	

(3) 仕事と家庭生活の両立支援 【女性活躍推進計画】

No.	施策	取り組み	備考
31	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	① ワーク・ライフ・バランスの必要性に関する社会的気運の醸成のため、様々な機会を通じた啓発に努めます。	
32	多様な保育サービスの充実	① 仕事と育児の両立支援のため、乳児保育、障がい児保育、一時的保育及び開所時間延長など多様な保育サービスの充実に努めます。また、これら多機能な保育環境をさらに充実させた保育施設の整備を検討します。	
		② 保育ボランティアを活用した「子育てサポートふかがわ」の活動を支援し、地域子育てネットワークの充実に努めます。	項番 38 ③再掲
33	放課後児童対策の促進	① 就労などにより放課後帰宅後も保護者が不在となる児童を対象とした学童保育の充実に努めます。	
		② 児童の放課後生活を豊かにする子どもの居場所「生き生きスポット」や児童センター機能の充実に努めます。	項番 38 ④再掲

No.	施策	取り組み	備考
34	事業所における仕事と育児・介護の両立に関する取り組みの促進	① 育児・介護休業法やパートタイム労働法の普及・啓発に努めます。 ② 事業所における育児・介護休業制度の実態を把握し、関連施策への反映に努めます。 ③ 働くすべての人の仕事と他の活動の両立が図られるよう、事業所に対し弾力的な勤務時間の導入や有給休暇の取得しやすい労働環境づくりに向けて理解と協力を働きかけます。 ④ 国などの仕事と育児・介護の両立を支援する制度の普及啓発と情報提供に努めます。	項番 42 ④再掲

(4) 自営業などにおける女性の経営参画などへの支援【女性活躍推進計画】

No.	施策	取り組み	備考
35	経営などへの女性の参画の促進	① 農業、経済団体と連携して、経営の方針決定過程への女性の参画が促進されるよう啓発に努めます。 ② 農業、経済団体における役員に、女性の参画が促進されるよう理解と協力を働きかけます。	
36	女性の能力を発揮する活動の支援	① 女性が生産、経営の担い手として幅広い技術を習得するための研修会や派遣事業などの充実に努めます。 ② 女性グループなどによる農産物加工や農産物加工品の普及拡大などの活動支援に努めます。 ③ 商工業関係の女性グループの活動支援に努めます。	

基本方向3 すべての人がともに築く家庭生活・地域活動の促進

<現状と課題>

家庭生活においては、基本目標Ⅰの基本方向1の「現状と課題(9ページ)」にあるとおり、世代間に違いはあるものの、性別による固定的役割分担意識の解消は進んでいますが、現状では、家事、育児などをはじめとする家族的責任の多くを女性が担い、男性の日常生活における自立や女性の社会参画を遅らせる状況があります。

町内会、PTAなどの地域活動については、市民意識調査における「地域活動、社会活動などに参加するうえで支障となること」の設問のとおり、男性は「仕事が忙しい」が40.7%と突出して高い結果となり、仕事を持つ男性は参画しづらいという状況がみられます。(図表15)

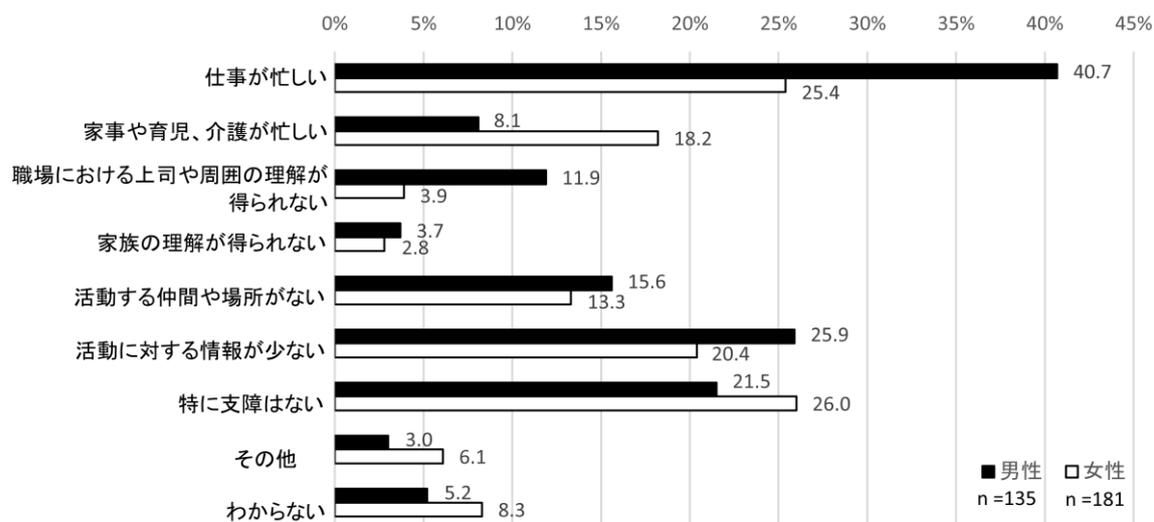
一方、少子高齢化の進行や家族形態の多様化など社会環境の変化によって、地域では自らの意思と責任のもとに進める住民自治を男女共同参画の視点に立って進めていくことが重要となってきています。

昨今、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を考慮し、男性の仕事と家庭・地域活動との両立を期待する声は高まっていますが、男性がバランスのとれたライフスタイルへ変化することによって、女性の負担が軽減し、社会参画の機会を高めるばかりではなく、男性の多様な生き方を広げることもつながります。

すべての人が自らの生活にあった生き方を選択できるよう、社会的な意識の醸成を図りながら、家庭や地域などの日常生活へ参画しやすい環境を整備していく必要があります。

このほか、女性の視点に立った防災対策の推進や、国際的な視野に立って男女共同参画を推進していくことも重要です。

図表15 地域活動、社会活動などに参加するうえで支障となること 男女別(深川市)



<計画及び施策の基本方向> 【女性活躍推進計画】関連**(1) 家庭生活への男女共同参画の促進 【女性活躍推進計画】**

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた生き方を可能とする環境づくりを進めるため、すべての人の積極的な家庭生活への参画を促進するための意識啓発や、家事、子育て、介護等の生活能力の向上に向けた学習機会の提供に努めます。
- 誰もが共同して子育てや介護を担えるよう、相談体制の充実や環境整備に努めます。
- 国や北海道が取り組む男性の育児休業取得の推進及び働き方改革、男性の孤独・孤立対策などについて、必要に応じて周知・連携を図り、男性に対する家庭生活への参画促進に努めます。

(2) 地域・社会活動における男女共同参画の促進 【女性活躍推進計画】

- すべての人へ、町内会、PTA 及びボランティア活動などの地域・社会に貢献できる活動への参画を促進するため、男女共同参画意識の醸成に向けた啓発、教育の充実を図るとともに、活動へ参画しやすい環境の整備に努めます。

(3) 女性の視点に立った防災・復興

- 災害時などにおける男女のニーズの違いを踏まえ、女性の視点を取り入れた災害対策の充実に努めます。

(4) 国際的視野に立った男女共同参画の推進

- 海外の文化や生活習慣などを理解するなかで、国際的な視野に立った男女共同参画についての認識を深めるため、国際交流を通じた学習機会や海外派遣、留学などの参加機会の充実に努めます。

＜具体的な施策の取り組み＞

(1)家庭生活への男女共同参画の促進【女性活躍推進計画】

No.	施策	取り組み	備考
37	すべての人の家庭生活への参画に向けた意識啓発と学習機会の提供	① 家事・育児・介護への参画について、社会的気運の醸成を図るための啓発に努めます。	
		② 学習機会の充実を図るとともに、子育てなどへの、特に男性の参加促進に努めます。(親子クラブ、家庭教育学級、子育て支援センターによる子育て講座など)	項番 8 ②再掲
		③ 国や北海道が取り組む男性の育児休業取得の推進及び働き方改革、男性の孤独・孤立対策などについて、必要に応じて周知・連携を図り、男性に対する家庭生活への参画促進に努めます。	
38	子育てを担うための相談・支援	① 乳幼児の発達段階に応じて、子育てについて適切な情報提供や相談を実施します。(育児相談、各種母子又は父子訪問指導、子育て支援センターの相談、家庭児童相談室の設置など)	
		② 地域における子育て支援事業を行う「子育て支援センター」の機能充実を図るとともに、道営子育て支援住宅の集会所を利用した子育てサロン事業を継続実施し、子育て家庭を支援します。	
		③ 保育ボランティアを活用した「子育てサポートふかがわ」の活動を支援し、地域子育てネットワークの充実に努めます。	項番 32 ② 再掲
		④ 児童の放課後生活を豊かにする子どもの居場所「生き生きスポット」や児童センター機能の充実に努めます。	項番 33 ② 再掲
39	子育て環境の整備	① 育児に関わることのできる環境づくりのため、新設する市の公共施設の多目的トイレ内に、子どものおむつ取替用ベッド等を設置します。	

(2) 地域・社会活動における男女共同参画の促進【女性活躍推進計画】

No.	施策	取り組み	備考
40	地域・社会活動における男女共同参画への意識啓発	① 地域・社会活動への関心を高め、誰もがともに参画する意識の醸成が図られるよう啓発に努めます。	
41	地域・社会活動への参画意識を育む教育の充実	① ボランティア等の社会奉仕活動への参画意識の醸成のため、地域や社会活動との関わりに努めます。 ② 青少年のボランティア活動への参画機会の提供を図るとともに、男女共同参画の視点に立って指導者の育成に努めます。	
42	地域・社会活動へ参画しやすい環境の整備	① 地域・社会活動に関心のある人が求めている情報の提供に努めます。 ② 地域・社会活動団体の活動を支援し、誰もがともに参画できる機会の充実に努めます。 ③ 生涯学習を行っている人々の学習成果が地域・社会活動に生かされるよう活動機会の充実に努めます。 ④ 働くすべての人の仕事と他の活動の両立が図られるよう、事業所に対し弾力的な勤務時間の導入や有給休暇の取得しやすい労働環境づくりに向けて理解と協力を働きかけます。	項番 34 ③ 再掲

(3) 女性の視点に立った防災・復興

No.	施策	取り組み	備考
43	防災における男女共同参画への意識啓発等	① 災害時や災害復興時における男女共同参画意識の重要性について啓発し、理解の促進に努めます。 ② 災害時対応や防災備品などについて男女共同参画の視点から適宜見直しを行います。	

(4) 国際的視野に立った男女共同参画の推進

No.	施策	取り組み	備考
44	国際理解のための学習機会の充実	① 国際理解を深めるとともに、国際協調の精神を養うため、外国人とのコミュニケーションを図る楽しさや、異文化・価値の多様性を学ぶ機会の充実に努めます。	
45	国際交流の推進	① 海外派遣、留学などの参加機会の充実を図ることにより、広い視野と国際的感覚を持った人材の育成に努めます。 ② 異文化の相互理解を深めるため、国際交流団体への支援や関係団体とのネットワーク化を図ることにより、市民レベルでの国際交流の推進に努めます。	

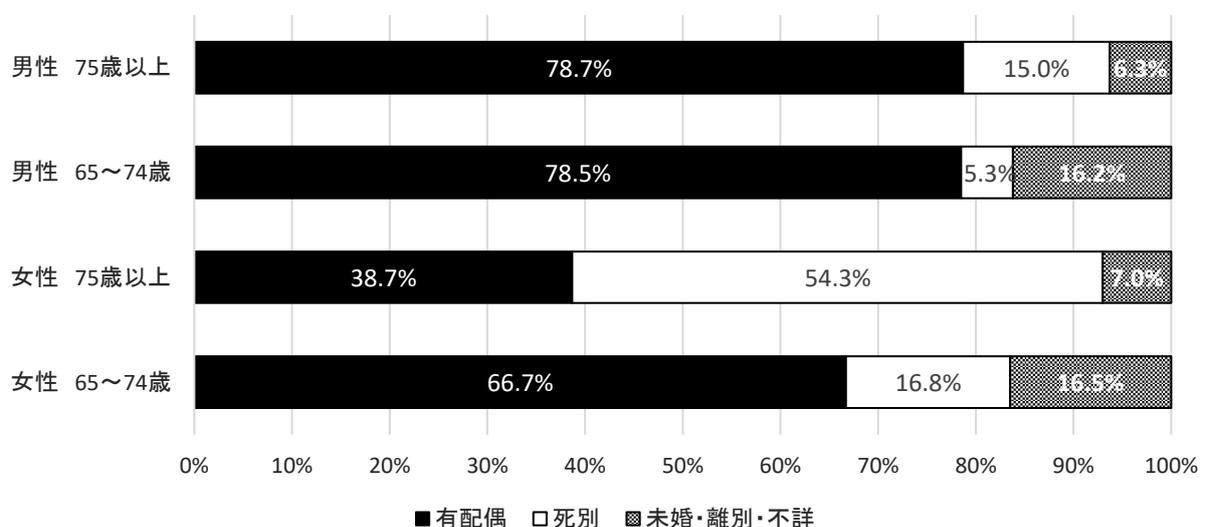
基本目標Ⅲ 生涯にわたる健康・福祉環境の整備

女性の身体に備わった妊娠・出産といった母性は、人間社会の存続には極めて重要で、女子差別撤廃条約においても、母性の保護を差別とみなしてはならないとしています。女性は、男性とは異なる生殖機能によって、一生を通じて女性特有の健康問題に直面する可能性があるため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の考え方に立って、心身の健康を保障していく必要があります。

一方、超高齢化社会の到来により、高齢夫婦世帯や独居高齢者が増加しており、家族の力だけでは介護を行うことが困難な家庭が増えつつあることから、高齢者がいかに健康で生き生きと暮らしていくかが、ますます重要な課題となっています。中でも、高齢期の女性については、平均寿命の違いなどからひとり暮らしになる可能性が高く、生活の不安などの問題を抱えやすい状況です。（図表 16）

このため、生涯を通じた女性の性と生殖に関する健康支援、高齢者などが住み慣れた地域とともに支え合い、健康で安心して暮らせる環境の整備に努めます。

図表 16 深川市の年齢別配偶者関係



資料：総務省 令和2年国勢調査

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）とは

女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のことをいう。

基本方向1 母性保護と生涯を通じた女性の健康支援

<現状と課題>

母性とは、妊娠・出産といった女性の身体に備わった機能のことですが、社会においては、子育て全般を含めて女性固有の役割としてとらえられる傾向にあるため、誰もがともに母性に対する正しい認識を深めることが重要です。

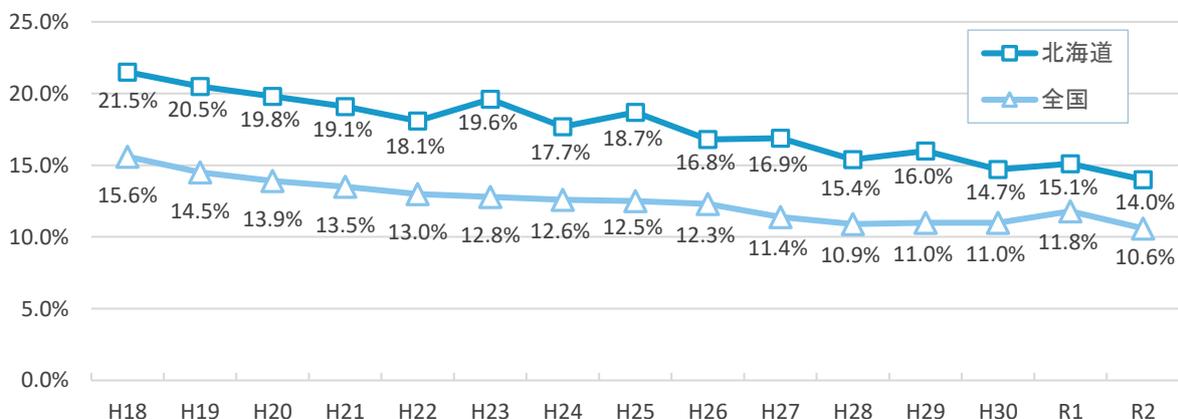
近年、女性の社会進出が進み、妊娠・出産後も働き続ける女性が多くなっており、こうした女性の自己実現のためには、職場において母性が尊重され、安心して出産できる労働環境の整備が求められています。男女雇用機会均等法では、事業主に対し妊産婦が健康診査受診のために必要な時間の確保や、勤務の軽減などの措置を講じるよう規定していますので、法の趣旨が広く社会に浸透されるよう啓発していくことが必要です。

女性には妊娠・出産にかかわる身体機能が備わっていることに伴い、生涯を通じて女性特有の健康問題が生じる可能性があります。また、予期せぬ妊娠を背景に、人工妊娠中絶を行わなければならない実態がみられますが、北海道の人工妊娠中絶の割合は、全国に比べ高く、女性の心身に大きな危害を及ぼしています。（図表 17）

このため、女性の性と生殖機能において心身ともに健康な状態が確保され、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかなどについて選ぶ自由を持ち、それを全ての人々の基本的権利として認めるリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の考え方に立って、女性の生涯にわたる健康づくりを支援していくことが必要です。

また、経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという生理の貧困などの課題があることや、思春期や更年期における健康上の問題や健康をおびやかすHIV/エイズや性感染症、薬物乱用などの問題に対しても、心と身体の両面からケアする取り組みを進めることが重要です。

図表 17 人工妊娠中絶の推移（出産千人当り）



資料：厚生労働省 人口動態統計

＜計画及び施策の基本方向＞

（１）母性の保護と母子保健の推進

- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の考え方を尊重した母性に対する正しい認識の浸透と妊娠・出産の安全性確保のため、妊娠から出産まで一貫した健康診査や相談など母子保健対策の充実を図ります。
- ・事業所などには母性保護についての啓発、情報提供に努めます。
- ・子どもを持ちたいにもかかわらず不妊で悩む夫婦が、適切な情報をもとに、その対応について自己決定ができるよう、関係機関と連携し、相談機能や情報提供の充実と経済的負担の支援に努めます。

（２）女性の生涯にわたる健康づくりの推進

- ・国、北海道の支援制度や他自治体の取り組みを研究しながら、生理の貧困への対策について研究に努めます。
- ・女性が思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など生涯にわたり自己の健康を適切に管理し、維持されるよう、HIV/エイズや性感染症、薬物乱用などを含む保健知識の普及啓発を図るとともに、健康教育、健康診査、健康相談などの保健事業の充実にも努めます。
- ・女性の健康増進のため、年齢や体力に応じたスポーツ活動への参加促進に努めます。

＜具体的な施策の取り組み＞

（１）母性の保護と母子保健の推進

No.	施策	取り組み	備考
46	妊産婦に対する母子保健サービスなどの充実	① 妊娠、出産の安全性を確保するため、妊娠期間中の健康診査の重要性について周知を図るとともに、妊婦健康診査の充実にも努めます。	
		② 妊娠、出産、育児の不安軽減のため、健康相談や訪問指導、マタニティサロンなどの母子保健サービスの充実にも努めます。	
		③ 経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦の支援にも努めます。	
47	望んだ時期に望んだ妊娠の支援	① 母子の健康を考慮し、望んだ時期に望んだ妊娠ができるよう知識の普及や相談の充実にも努めます。	
		② 不妊治療を受けた夫婦の経済的な負担を軽減するため、不妊治療に要する費用への支援を行います。	
		③ 不妊や不妊治療による精神的な負担の軽減を図るため、不妊専門相談センターや医療施設などとも連携し、相談・情報提供の充実にも努めます。	

No.	施策	取り組み	備考
48	働く場における母性保護の促進	① 事業所などに対して、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法などの関係法令や制度の周知、情報提供に努めます。 ② 妊娠中及び出産後の女性労働者が医師などから指導を受けた場合、その指導事項が事業主に的確に伝達されるよう、母性健康管理指導事項連絡カードの制度周知と利用促進に努めます。	項番 26 ① 再掲

(2) 女性の生涯にわたる健康づくりの推進

No.	施策	取り組み	備考
49	保健知識の普及	① 女性の一生を通じて思春期や更年期など心身の変化とともに生じがちな健康上の課題やH I V/エイズ・性感染症についての知識の普及に努めます。 ② 保健推進員など健康づくりのリーダーを養成し、女性の健康づくりを支援します。 ③ 母性機能に著しい悪影響を与える薬物乱用の防止に向けて啓発に努めます。	
50	健康診査の充実	① 乳がん、子宮がんの早期発見、早期治療を図るため、健康診査の充実に努めます。 ② 女性を対象に骨粗しょう症検診を実施し、将来の骨折による寝たきり状態の予防に努めます。 ③ 職場での受診機会のない専業主婦などを対象に、健康診査の充実に努めるとともに、個別に健康度を評価し、生活習慣病の予防に努めます。	
51	健康に関する相談、支援の充実	① 国、北海道の支援制度や他自治体の取組を研究しながら、生理の貧困への対策について研究に努めます。 ② ライフステージに応じた健康上の相談に応じ、保健師、栄養士などが個人の健康に関する支援に努めます。 ③ 関係機関と連携し、H I V/エイズや性感染症などの相談業務の充実に努めます。	
52	スポーツ活動機会の充実	① 健康増進のため適切な運動習慣を普及させ、年齢や体力に応じてスポーツに参加できる機会の提供に努めます。	

基本方向2 高齢者などが安心して暮らせる環境の整備

<現状と課題>

日本人の平均寿命は、女性 87.57 歳、男性 81.47 歳（厚生労働省「令和3年簡易生命表」）と世界でも有数の長寿国ですが、急速な少子高齢化の進行により、内閣府「令和4年版高齢社会白書」では、65歳以上の人口が総人口に占める割合が28.9%と、世界でもっとも高齢化の進んだ国になりました。本市においても65歳以上の人口が43.1%（令和4年10月末現在）を占めており、高齢夫婦世帯や独居高齢者が増加しています。

一般的に高齢期の人々の生活は、長年の固定的な性別役割分担意識の結果、男性は日常生活での自立や地域社会との交流が不足し、女性は経済力が不足といった問題が起こりやすい状況にあり、子どもとの同居率が減少していることから、夫婦のどちらかが介護を行わなくてはならなくなった場合、これらの経験が不足していることにより、介護の負担がさらに大きくなる可能性があります。

また、平均寿命の違いなどから、ひとり暮らしになる可能性の高い高齢期の女性は、財産管理や社会の様々な制度の手続きなど、生活面での不安を抱えやすくなることから、相談体制の充実や生活支援など、安心して暮らせるための取り組みが求められます。

このため、高齢者が健康で自立した生活が継続できるよう介護予防や生きがいづくりを支援し、介護を必要とする状況になっても、可能な限り住み慣れた環境で生活が送れるよう、介護保険制度、福祉サービスの充実や地域の人々が互いに支え合う地域福祉活動を促進する必要があります。

ひとり親家庭にあっては、経済的基盤の弱さや子育てと仕事との両立が課題となっていることから、就労環境の整備や子育て支援など、生活の安定を促進していく必要があります。

<計画及び施策の基本方向>

（1）介護環境の充実

- ・高齢者などが住み慣れた地域や環境で自立した生活が送れるよう、高齢者などを社会全体で支える考え方に立った介護保険制度の普及とサービスの充実を図ります。
- ・介護をする人の負担の軽減や心のケアに努めます。
- ・高齢者などの積極的な地域活動などへの参画を促進するため、介護予防や生活支援の充実に努めます。

(2) 安定した老後生活の支援と地域福祉活動などの促進

- ・高齢者、特に高齢期の女性が日常生活を営むうえで抱える様々な不安や悩みの解消を図るため、年金・保健・医療・福祉などの相談窓口の充実や医療・生活支援サービスの提供に努めます。
- ・高齢者などが住み慣れた地域で、ともに支え合い、安心した生活が送れるよう、地域福祉活動の促進を図るとともに、生きがいづくり事業の充実に努めます。

(3) ひとり親家庭の自立支援

- ・ひとり親家庭の生活の安定と生活支援のため、母子・父子自立支援員などによる情報提供や相談業務の充実、及び各種福祉、医療制度の利用促進に努めます。

<具体的な施策の取り組み>

(1) 介護環境の充実

No.	施策	取り組み	備考
53	介護保険事業の充実	① 市民に対して、介護サービスの適切な利用の促進を図るため、出前講座の活用等により介護保険制度や地域支援事業の制度内容と、利用できるサービス内容、相談窓口などの情報提供に取り組みます。	
		② 高齢者が介護を必要とする状態になっても、安心して生活ができるよう地域の実情に応じた居宅サービス・施設サービスの充実を図ります。	
		③ 利用者とサービス提供事業者との橋渡しとして重要な役割を担う介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上を図るため、会議や研修会等を通じて情報交換や連絡体制の充実に努めます。	
		④ 近年、一人暮らし高齢者や認知症高齢者が増加傾向にあることを踏まえ、高齢者が地域で尊厳を持って生活を送ることができるよう、生活する地域の身近なところでサービスを利用できる地域密着型サービスの充実に努めます。	
54	介護予防・生活支援の充実	① 要介護状態になることを予防し、地域活動への参加を促進するため、介護予防事業の開催や生活習慣病予防事業の充実に努めます。	
		② 可能な限り在宅での日常生活が継続されるよう、配食サービス、外出支援サービスなど生活支援事業の充実を図るとともに、市民による地域の支え合い活動の促進に努めます。	
55	相談窓口の充実	① 介護をする人の心身の負担を軽減するため、地域包括支援センターの専任職員をはじめ、各関係機関・団体の協力により相談業務の充実に努めます。	

(2) 安定した老後生活の支援と地域福祉活動などの促進

No.	施策	取り組み	備考
56	安定した老後生活の支援	① 時代の流れとともに変化する年金制度について、関心と理解が深まるよう啓発を行うとともに、相談業務の充実に努めます。	
		② 高齢者などの様々な不安や悩みの解消を図るため、保健・医療・福祉などの関係各課との連携を強化し、相談窓口の充実に努めます。	
		③ 高齢者などを狙った悪徳商法が巧妙かつ悪質化しており、その被害防止のため、深川地域消費者センター機能や啓発活動の充実に努めます。	
		④ 高齢者などが安心して暮らせるよう、医療サービスの充実に努めます。	
		⑤ 高齢者などにとって安心な住環境づくりのため、バリアフリー（障壁のない）設計の住宅建設の奨励とバリアフリーリフォーム（障壁のない改築）促進のための情報提供、支援体制の充実に努めます。また、公営住宅についても、高齢世帯などに配慮した建設に努めます。	
57	地域福祉活動などの促進	① 地域支え合い活動の担い手を育成し、市民主体の福祉活動を支援していきます。	
		② 高齢者などが生きがいを持って、自立した生活を送ることができるよう、シルバークラブ連合会・単位シルバークラブの活動を支援し、生きがいづくり事業の充実に努めます。	

(3)ひとり親家庭の自立支援

No.	施策	取り組み	備考
58	相談機能の充実	① 母子・父子自立支援員や家庭児童相談員を配置し、子育てや生活相談をはじめ、就業情報などの提供に努めます。	
59	生活の安定と自立支援	① 生活の安定と自立を促進するため、児童扶養手当の支給や母子・父子（寡婦）福祉資金の貸付などの制度の利用促進に努めます。	
		② ひとり親家庭において、自立のための資格取得や疾病など日常生活に一時的な支障が生じた場合に支援する日常生活支援事業の充実に努めます。	
		③ 就業に必要な知識や技能を修得し、ひとり親家庭の保護者などの主体的な能力開発や働く場における常用雇用の促進など、母子・父子家庭の自立の促進に努めます。	
		④ ひとり親家庭の児童が養育費を取得できるよう、養育費についての取り決めの促進に努めます。	
		⑤ ひとり親家庭の児童とその保護者の保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費支給事業の利用促進に努めます。	

総合的な推進体制の整備

施策の展開にあたっては、行政だけではなく、市民、団体そして事業所などそれぞれが役割と責任を持ち、連携を図りながら協働して取り組むことが重要です。

男女共同参画社会実現のための施策は広い範囲にわたり、内容も多様であるため、全庁的な組織である「男女共同参画推進本部」において各取り組みの調整を図るとともに、施策の推進状況の確認や情報公開など、総合的な推進体制を整備します。

1. 市民との協働による計画の推進

(1) 計画の普及と進行管理

計画の趣旨や施策について市民に情報提供をしていくとともに、計画の進行状況及びその成果を取りまとめ、公表に努めます。また、男女共同参画社会基本法に掲げる国民の責務について、広く市民に認識されるよう啓発に努めます。

男女共同参画社会基本法

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(2) 市民団体及び国・北海道との連携の強化

男女共同参画に向けた自主的な市民団体である「深川市男女平等参画推進協議会」などとの連携を図るとともに、市民参画による男女共同参画の推進組織を設置し、各種施策の推進に努めます。また、国、北海道の動きと連携した、効果的な施策の推進に努めます。

2. 庁内推進体制の充実

施策の円滑な推進や庁内関係各課の連携強化を図るため、「深川市男女共同参画推進本部」において総合的な調整に努めます。